



直近の選挙の投票状況

しかし、現状ではその権利を放棄する人が多くなっています。左のグラフは4月に執行された県議会議員選挙と市議会議員選挙の本市の世代別の投票率です。平均投票率は県議選が41・39%で市議選は46・89%でした。これは前回(平成31年4月)に比べて県議選は5・46ポイント、市議選は3・76ポイント低下し、それぞれ合併後最低の数値となってしまいました。全国平均投票率もそれぞれ、過去最低の結果となっています。

上のグラフから特に30歳代以下の若年層の投票率の低さが目立ちます。選挙期日が4月だったこともあり、就学や就職など生活環境の変化と重なり、選挙に行く余裕がなかった人も多かったかもしれません。市政などへの関心の低さを反映しているとも言える状況です。

あなたの一票を投じましょう

現在日本は、少子高齢化社会で、若い世代の人口が少なくなっています。国や市などの行方を決める選挙に若い世代の皆さんの意見を反映させるためにも、投票所に行き一票を投じましょう。

選挙管理委員会では市内の小中高等学校を対象に、選挙の出前授業を行っています。派遣依頼など、詳しくは選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

- 夏休みに挑戦してみよう
- ポスターの部**
- ▼対象 小・中学生、高校生
 - ▼テーマ 『明るい選挙』
 - ▼用紙サイズなど
 - ・画用紙の四つ切(542mm×382mm)
 - ・八つ切(382mm×271mm)
 - ・描画材料は自由(紙や布など絵の具材料だけに限りません)
 - ※裏面に学校名、学年、氏名を記入
- 習字の部**
- ▼対象 小学3年生〜中学3年生
 - ▼テーマ
 - 小3 『大切』 中1 『投票参加』
 - 小4 『主役』 中2 『明るい選挙』
 - 小5 『公約』 中3 『十八歳選挙』
 - 小6 『一票の力』
 - ▼用紙 半紙(33cm×24cm)
 - ※半紙左に学校名、学年、氏名を記入



若い世代の声を政治に届けよう

18歳、今日からあなたも有権者

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎096(248)1112

夏休みに挑戦してみよう

明るい選挙啓発作品募集中

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎096(248)1112



電動キックボードなどについて

特定小型原動機付自転車ナンバープレートを交付しています

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114

令和5年7月1日から、道路交通法改正により特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボードなど)に関する新たな交通ルールが施行されました。それに伴い、下記の要件を満たす対象車両に、特定小型原動機付自転車ナンバープレートを交付しています。

- 要件**
- 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下の要件全てに該当するもの。
 - ▼車体の大きさ
 - ・長さ1.9m以下
 - ・幅0.6m以下
 - ▼車体の構造
 - ・定格出力が0.60kw以下の電動機を用いること
 - ・時速20kmを超える速度を出すことができないこと
 - ・走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
 - ・オートマチック・トランスミッション(AT)機構がとられていること
 - ・最高速度表示灯が備えられていること
 - ・道路運送車両法上の保安基準に適合していること
 - ・自動車損害賠償保険(共済)の契約をしていること

※上記の基準を満たさないものは、形状が電動キックボードなどであっても、特定小型原動機付自転車には該当しません

※特定小型原動機付自転車の保安基準への適合性については、地方運輸局による型式認定番号標または性能等確認実施機関による表示(シール)の有無が目安となります



▶すでに従来の合志市ナンバープレートがある人

特定小型原動機付自転車ナンバープレートへ交換できます。現在のナンバープレートをお持ちください。交換手続きの費用はかかりません。

ただし、交換を行うと標識番号が変わりますので、自賠責保険の変更手続きなどが必要となりますことがあります。詳しくはご加入の保険会社・共済組合などにお問い合わせください。

▶ナンバープレートの交付手続き先

税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

- ▶持ってくるもの
- ・特定小型原動機付自転車に該当していることが分かる書類
 - ・車両の車名・型式・車台番号・排気量が分かるもの
 - ・販売会社などからの販売証明書または譲渡証明書
 - ・届出者の本人確認ができるもの
 - ・“納税義務者本人”または“合志市内に住所がある同一世帯の人”以外の方が手続きする場合は委任状
 - ・すでにナンバープレートをお持ちの方は当該ナンバープレート

▶税金について

令和6年度以降、4月1日現在で所有する人に軽自動車税2,000円が課税されます。

詳しくは、以下をご覧ください。

